

別紙 3

東串良町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

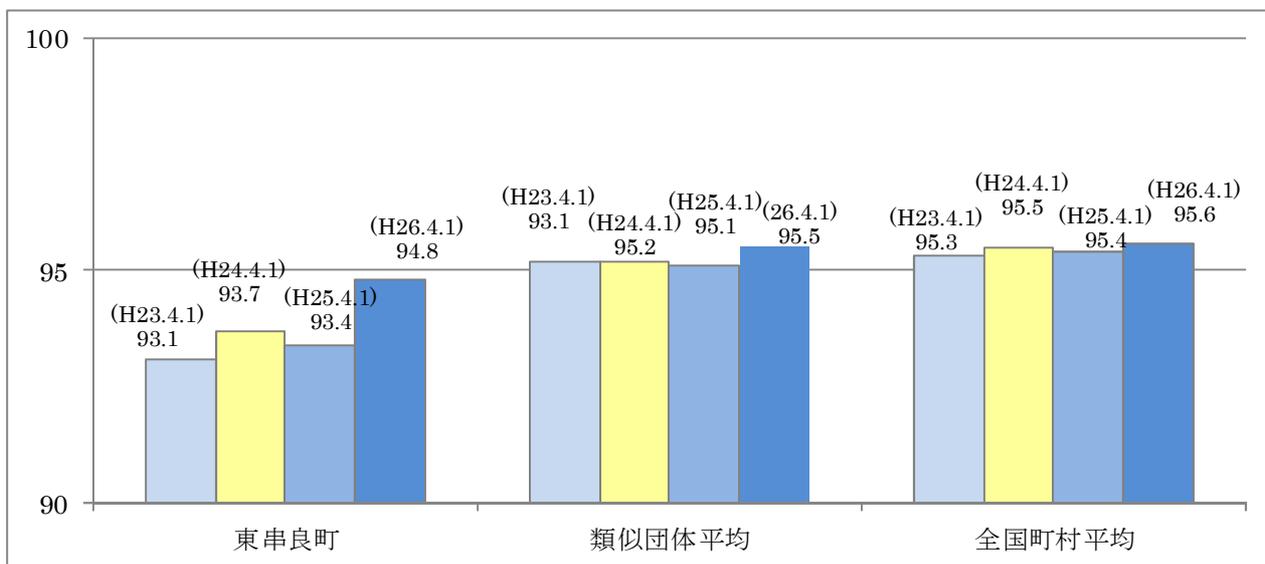
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 7,023	千円 3,837,196	千円 276,534	千円 783,556	% 20.4	% 19.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B / A	(参考) 町村類型Ⅱ-0 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 83	千円 293,961	千円 32,753	千円 116,278	千円 442,992	千円 5,337	千円 5,528

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
 本町は3年前に比べ1.6ポイント上昇。職員の経験年数や年齢構成の変動が考えられる。
 新規採用職員を定期的に確保し、年齢適正化を図った結果である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率) %		
26年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ
イレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数) 月		
26年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施
の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層につい
ては、2級12号まで据え置きとし、高齢層については最大4%の引下げ。激変緩和のため、
3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

地域手当は支給していないため対象外。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東串良町	38.8 歳	285,550円	313,819円	304,450円
鹿児島県	44.8 歳	335,300円	409,690円	369,690円
国	43.5 歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.5 歳	312,705円	356,838円	342,588円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	民間の類 似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	
東串良町	— 歳	3 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち調理員	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	調理士	46.2 歳	198,800 円	—
うちその他 技能労務職	33.5 歳	2 人	223,750 円	262,134 円	256,250 円	—	— 歳	— 円	—
鹿児島県	51.7 歳	356 人	343,100 円	395,456 円	372,712 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	50.5 歳	4 人	302792 円	324,784 円	317,377 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東串良町	— 円	— 円	—
うち調理員	— 円	2,636,300 円	—
うちその他 技能労務職	4,091,040 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成 23～25 年の 3 カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、経験年数、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された民間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎日支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		東串良町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	146,700円	—
	中学卒	125,400円	129,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

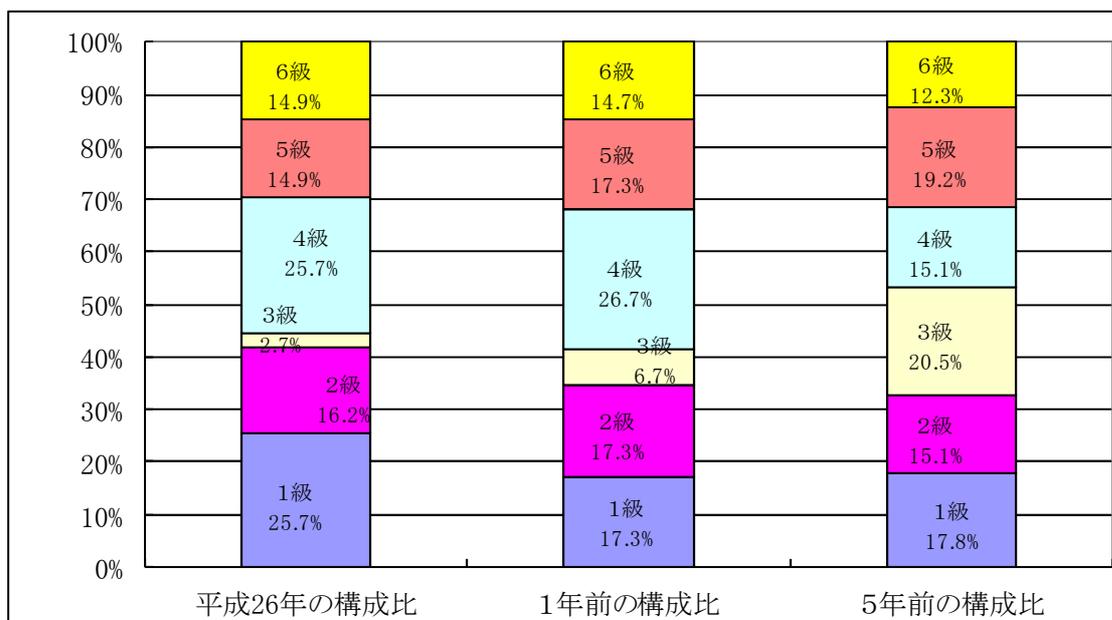
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	247,800円	332,900円	382,200円	407,300円
	高校卒	226,000円	— 円	368,100円	389,300円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	1 主事補又は技師補の職務	人	%	円	円
	2 主事又は技師（2級に掲げる主事及び技師を除く。）の職務	19	25.68	135,600	243,700
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	人 12	% 16.22	円 185,800	円 307,800
3 級	主査の職務	人 2	% 2.70	円 222,900	円 354,700
4 級	1 主幹の職務	人	%	円	円
	2 係長の職務	19	25.68	261,900	388,300
5 級	課長補佐又は次長の職務	人 11	% 14.86	円 289,200	円 400,600
6 級	課長、議会事務局長、各委員会の事務局の長（以下「課の長」という。7級に掲げる課の長の除く。）又は参事の職務	人 11	% 14.86	円 320,600	円 422,600
7 級	特に重要な業務を所掌する課の長で、町長が定める課の長の職務	人 —	% —	円 366,200	円 456,200

- (注) 1 東串良町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年 4 月 1 日に 8 級制から 7 級制に変更している。
 (旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年定期昇給日である1月1日を評定日として、全職員に対して勤務成績の評定を実施。なお、能力・業績に基づく人事評価については未実施であるため、次のとおりです。

- ・ 55歳を超える職員 昇給なし
- ・ 管理職員 3号
- ・ 上記以外の職員 4号

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東串良町	鹿児島県	国
1人当たりの平均支給額(25年度) 1,243 千円	1人当たりの平均支給額(25年度) 1,536 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

地方公務員法第40条に基づき、手当の基準日を評定日として、全職員に対して勤務成績の評定を実施。なお、能力・業績に基づく人事評価については未実施あるため、成績率に差を設けず一律の次のとおりです。

- ・ 6月支給 0.675
- ・ 12月支給 0.675

(2) 退職手当 (26 年 4 月 1 日現在)

東串良町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.62 月分	28.98 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 23,106 千円					

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、25 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (○年度決算)			千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (○年度決算)			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)	
	%	人	%	
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			○○.○ (●●.●)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (○年度決算)			千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (○年度決算)			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (○年度)			%	
手当の種類 (手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (○年度決算)	左記職員に対する支給 単価
○○手当			千円	日額○○円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	8,344 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	105 千円
支給実績 (24年度決算)	8,797 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	110 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (25 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで 1 人につき 6,500 円 配偶者のいない場合の扶養親族 1 人まで 11,000 円 その他の扶養親族 1 人につき 5,000 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		千円 15,202	円 266,711
住 居 手 当	借家 (家賃月額 12,000 円を超える場合に限る) 家賃月額 23,000 円までは 12,000 円との差額 家賃月額 23,000 円を超える場合は超える額の 1/2 (限度額 16,000 円) に 11,000 円を加えた額	同じ		千円 6,168	円 268,165
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃額に応じ 55,000 円を限度に支給 自動車等利用者 2km 以上 5km 未満 2,000 円 5km 以上 距離に応じて 4,100 円から 24,500 円	同じ		千円 1,712	円 29,825
管理職手当	管理又は監督の地位にある課長 6 級 20,000 円	異なる	支給単価	千円 2,880	円 240,000

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	(759,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	870,000 円 / 363,200 円
	副 市 町 村 長	(594,000 円)		670,100 円 / 365,000 円
報 酬	議 長	(306,000 円)		364,000 円 / 220,000 円
	副 議 長	(248,000 円)		285,000 円 / 168,100 円
	議 員	(227,000 円)		263,000 円 / 135,800 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(26年度支給割合)		
	副 市 町 村 長	3.0 月分 (15%加算措置あり)		
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長	3.0 月分 (15%加算措置あり)		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	794,000×在職月数÷12ヶ月×5.0	15,880,000円	任期ごと
	備 考	594,000×在職月数÷12ヶ月×2.8	6,652,800円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

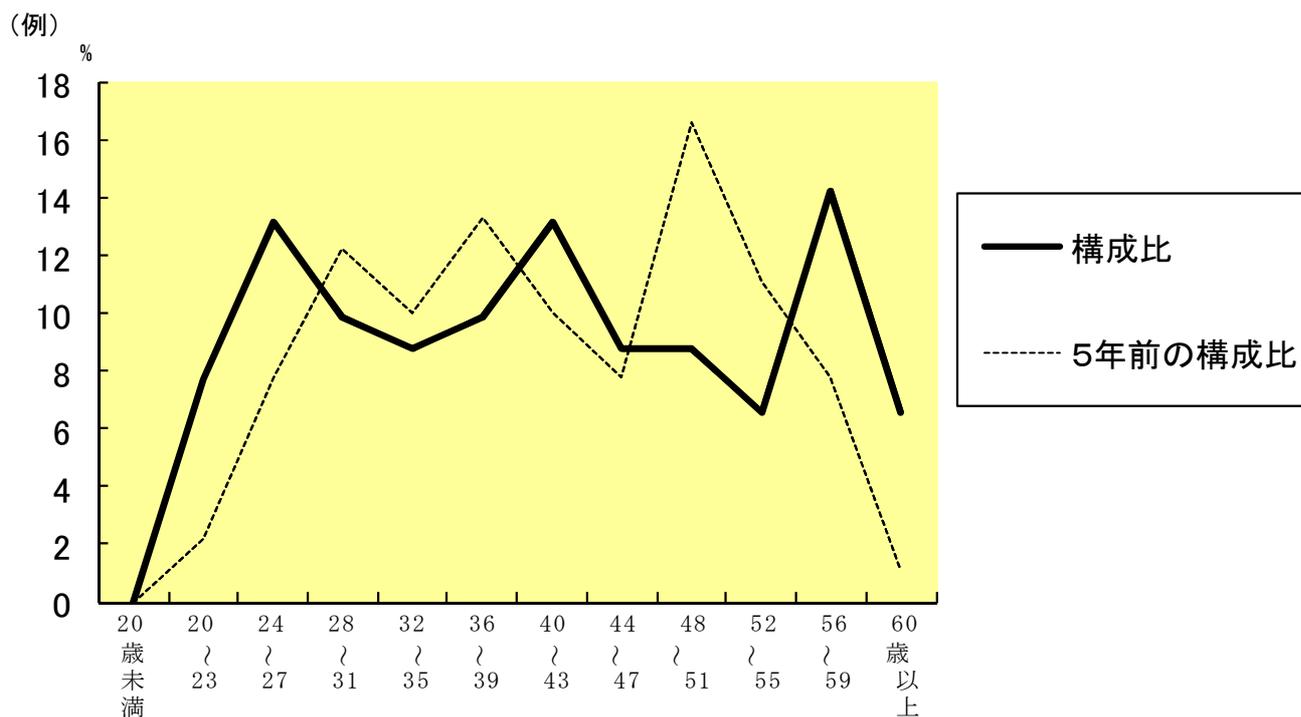
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25	平成26		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		町道の管理、施行の充実及び人員の見直しによる増 人事異動による減
		総 務	22	22		
		税 務	7	7		
		農 林 水 産	17	17		
		商 工	1	1	1	
土 木		5	6			
民 生		8	8			
衛 生	7	6	△1			
	計	69	69		<参考> 人口1万人当たり職員数 98.90人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 123.64人)	
	教育部門	15	14	△1	職員の退職に伴う減	
	消防部門					
	小 計	84	83	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 118.96人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 150.99人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道 他		1	1		
			7	7		
	小 計	8	8			
	合 計	92	91	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.42人	
		[95]	[95]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	12人	9人	8人	9人	12人	8人	6人	13人	6人	1人	91人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	67	66	67	68	69	69	2(102.99%)
教育	14	13	14	14	15	14	-(- %)
消防	—	—	—	—	—	—	-(- %)
普通会計計	81	79	81	82	84	83	2(102.47%)
公営企業等会計計	9	9	9	8	8	8	△1(88.89%)
総合計	90	88	90	90	92	91	1(101.11%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	30,205	19,242	—	—	—

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	参考)類似団体 平均1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	1	—	—	—	—	—	6,122

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東串良町	— 歳	— 円	— 円
団体平均	45 歳	342,822円	509,358円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東 串 良 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額 (25年度) — 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,456 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 — 月分 (—) 月分 勤勉手当 — 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 —%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

東 串 良 町			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	28.98月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額			-		
千円			千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支 給 実 績 (○年度決算)			千 円
支給職員1人当たり平均支給年額 (○年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支 給 実 績 (○年度決算)			千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (○年度決算)			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (○年度)			%	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (○年度決算)	左記職員に対する支給 単価
〇〇手当			千円	日額〇〇円
〇〇手当			千円	1件当たり〇〇円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (○年度決算)	千 円
職員1人当たり平均支給年額 (○年度決算)	千円
支 給 実 績 (○年度決算)	千円
職員1人当たり平均支給年額 (○年度決算)	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	4-(6)と同じ	同じ		－ 千円	－ 円
住居手当	4-(6)と同じ	同じ		－ 千円	－ 円
通勤手当	4-(6)と同じ	同じ		－ 千円	－ 円
管理職手当	4-(6)と同じ	同じ		－ 千円	－ 円
管理職員特別勤務手当	4-(6)と同じ	同じ		－ 千円	－ 円